事　務　連　絡
令和８年 10 月５日

各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当部長　　殿
（地方整備局等下水道担当課長経由）

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課（上下水道審議官グループ）
企画専門官

「下水道法改正の施行に伴う関係法令の改正案に関する説明会」の開催について

下水道行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和７年１月に埼玉県八潮市において、老朽化した下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生したことを受け、下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について、より一層適切な管理が求められています。一方、老朽化する施設の増加や職員数の減少等により、下水道を取り巻く環境は厳しさを増している状況です。

こうした状況を踏まえ、強靭で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、「下水道法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和８年７月 23 日に公布されました。

このたび、改正法の施行（来年１月中旬を予定）に向け、下水道法施行令や下水道法施行規則等の関係法令の改正を予定しているところ、この改正案について、都道府県、市町村等を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

つきましては、説明会へのご参加をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、管内市町村に対し本説明会の開催について周知いただきますようお願いいたします。

記

１　開催日時

第１回　令和８年 10 月 20 日（火）　13：00 ～ 15：00
（原則、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄管内を対象）

第２回　令和８年 10 月 23 日（金）　10：00 ～ 12：00
（原則、北海道、東北、関東管内を対象）

※上記に加え、後日録画配信を予定しています。

２　説明項目（案）

⑴　改正法の概要

⑵　下水道法施行令、下水道法施行規則等の改正案の概要

⑶　下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（案）の概要
⑷　今後の予定　　等

3　留意事項

説明会は、Microsoft Teams によるオンラインで開催いたします。接続数に限りがあるため、参加は１団体につき１アカウントでご協力願います。（都道府県、政令指定都市は２アカウントまで参加可能とします。）

なお、参加者数の平準化の観点から、「１　開催日時」に各地域における指定日を記載しておりますが、ご都合がつかない場合は、別の日程にご参加頂いて構いません。また、後日、録画配信を予定しておりますので、別途ご案内いたします。

参加方法につきましては、「４　出席回答」を確認の上、ご回答ください。

4　出席回答

出席につきましては、以下の Microsoft Forms よりご回答ください。ご回答いただいた担当者様に対し、会議への参加方法等について、国土交通省よりご連絡いたします。

Microsoft Forms： https://forms.cloud.microsoft/r/9p2C7p3ScF
提出期限：10 月 15 日（木）

5　質問の受付

下水道法改正の施行に伴う関係法令の改正案について、当日の説明会においても質疑応答の時間を予定しておりますが、説明会後や録画配信をご視聴される場合にご質問がある場合は、以下の Microsoft Forms よりご質問をお送りください。後日、国土交通省より回答いたします。

Microsoft Forms： https://forms.cloud.microsoft/r/tD3wjzeveK
受付期間：10 月 20 日（火）～10 月 30 日（金）

6　問い合わせ先

国土交通省 各地方整備局等 下水道担当部署のほか
水管理・国土保全局上下水道企画課　企画調整係
ＴＥＬ： 03-5253-8427（直通）
企画専門官　見正（みしょう）　misho-h2da@mlit.go.jp
企画調整係長 畠山　htakeyama-t85aa@mlit.go.jp
企画調整係　山下　yamashita-y2wv@mlit.go.jp